

1840年10月29日付イギリス陸軍全連隊への 女性教師配置勅書の成立経緯について

—ケープ植民地から全連隊へ—

信澤 淳
(駒澤大学大学院)

1. はじめに

1861年に枢密院教育委員会がイギリス議会で提出した『ニューカスル報告書』(Education Commission, *Report of the Commissioners appointed to inquire in to the State of Popular Education in England*, vol.1, London, 1861.)⁽¹⁾では、「国庫負担学校」(State Schools)と題する第四部⁽²⁾で陸軍と海軍の学校での教育が扱われている。そこには、1811年以来、陸軍の各連隊とその駐屯地には、兵士の教練を担当する教官(Schoolmaster Serjeant)が配置されていたことが記されている。また、その教官が連隊や駐屯地に居住する兵士の子どもに対する教育も行っていたこと⁽³⁾も記されている。徴兵制を採用していなかった当時のイギリスでは、軍隊に兵士の家族が随伴していたのであり、その兵士の家族に対する食糧の配給や教育もまた陸軍の所管とされていたのである⁽⁴⁾。しかし、この兵士の子どもたちに対する教育については、陸軍という閉ざされた場で一人にも満たない少数の子どもにたいしてなされた限定された特殊なものとされ、従来の教育史の研究においては、注目されてはこなかった嫌いがある⁽⁵⁾。とりわけ、陸軍の各連隊と駐屯地に配置されていた女性教師(Schoolmistress)については、『ニューカスル報告書』にその存在と役割については記載されているものの、その配置の決定の経緯も時期も明らかにされいないのである⁽⁶⁾。

そして、大田直子氏の研究⁽⁷⁾でつとに指摘されていたように、イギリスにおける公教育の成立をめぐる従来の研究では、イギリスにおける公教育の成立を国家とヴォランタリーな組織の対抗関係でとらえ、国家による教育の実現を目指す動きを妥当とする立場⁽⁸⁾からの考察がなされる傾向があった。国家による義務教育の実現を当然とする立場からなされてきたこの主張に対しては、松塚俊三氏らによってヴォランタリーな組織の活動をより重視する視点⁽⁹⁾からの問題提起がなされている。しかし、いずれの立場からの研究においても、軍隊の学校については特別な関心は払われていない。一方、ガヴァネスや植民地での教育に従事した女性教師たちについての研究⁽¹⁰⁾もまた、近年蓄積が進められているのであるが、陸軍の連隊の女性教師については、視野の外に置かれたままである。また、軍隊における教育についての研究は、サンドハーストの陸軍士官学校などでの士官教育とチェルシーのロイヤル・ミリタリー・アジールに置かれた教員養成施設(Normal School)に関する考察⁽¹¹⁾に集中する傾向が見られる。したがって、陸軍の連隊への女性教師が配置された経緯にたいして特別な関心を示した研究は、管見の限りでは見られないのである。

ところで、キューの国立文書館(National Archives, Kew)が所蔵する陸軍省文書⁽¹²⁾のなかには、

この陸軍の各連隊への女性教師の配置の経緯に関する一連の文書⁽¹³⁾が存在する。1837年10月にケープ植民地総督兼駐留軍司令官としてケープタウンに着任したジョージ・トマス・ナーピア(Sir George Thomas Napier, 1784-1855, 在任 1837.10.4-1843.12.12, ODNB)のケープ植民地に駐屯するケープ騎馬ライフル連隊(the Hottentot Corps, of Cape Mounted Rifles)の改革に関連した文書のなかに、ケープ騎馬ライフル連隊への女性教師の配置申請をめぐる文書⁽¹⁴⁾が含まれているのであり、その文書と前後してヴィクトリア女王の1840年10月29日付けのイギリス陸軍全連隊に対する女性教師配置の勅書とその成立の経緯を示す文書⁽¹⁵⁾も綴じ込まれているのである。そして、その一連の文書は、1839年6月に庶民院議員として政界に復帰し9月に陸軍大臣に就任したトマス・バビントン・マコーリー(Thomas Babington Macaulay, 1800-59, 在任 1839.9.17-1841.8.30, ODNB)⁽¹⁶⁾が女性教師の配置問題に対して積極的に関与したことを窺わせるものなのである。

それは、国費による統一的な教育を実施しようとすることに対して強い反発が見られ、その実現を可能とする条件がほとんど存在しなかったヴォランタリズムの時代に、陸軍の関与により、国費によって本国と植民地に駐留する全ての連隊に対して一律に女性教師を配置するという、例外的な政策の実施が命令されたことを意味するものである。そして、イギリス公教育の成立史における重大な転機である1839年の枢密院教育委員会(the Committee of Privy Council on Public Education)の設立とその事務局長へのケイ・シャトルワース(James Kay-Shuttleworth, 1802-73)の就任をめぐる議論⁽¹⁷⁾と平行してなされたこの女性教師配置策は、ヴォランタリズムの時代の中での国費による公教育の実現のための試みの一つであると考え得るのではないだろうか。

陸軍大臣のマコーリーは、枢密院教育委員会の設立に関与してはいないのであり、委員会にも事務局にも名前を連ねておらず⁽¹⁸⁾、ケイ・シャトルワースとの接点も確認されていない⁽¹⁹⁾。したがって、マコーリーの公教育成立史との関わりは、管見の限りでは議論されたことはない。マコーリーの前職であるインドの公教育委員会の委員との実績も、公教育の成立史とは別の課題として議論されてきた⁽²⁰⁾。しかし、枢密院教育委員会初代委員長であったランズダウン(Henry Petty-Fitzmaurice, the 3rd Marquess of Lansdowne, 1780-1863, ODNB)を指導者とするホイッグの政治家たちの中に、ヴォランタリズムと権力基盤を共有していない平民出身の政治家は、貴族院のブルーム(Henry Peter Brougham, the 1st Baron Brougham and Vaux, 1778-1868, ODNB)と庶民院のマコーリーの事実上二人しかいなかったのである。そして、ブルームとマコーリーが議会で展開するプロパガンダは、第一次選挙法改正後も本質的に門閥貴族の派閥の集合体以外の何者でもなかったホイッグの「改革」の正当性を担保するために必要不可欠なものであった⁽²¹⁾。さらに、イギリスの公教育は、枢密院教育委員会とその事務局が設立されたことによって、ようやく実現のための組織と資金を得たに過ぎないのである。ケイ・シャトルワースが積み重ねていく実績以外にも、公教育推進の妥当性を担保するものが、議会内外に必要であったのである⁽²²⁾。そのために、ランズダウンを生涯、恩人⁽²³⁾とみなしていたマコーリーが、公教育実現の可能性を模索するための政策の一つとして、連隊への女性教師配置を実施したと考えることは、あながち不自然であるまい。そして、それが女性教師であるのは、マコーリーの女子教育に対する関心以上にヴォランタリズムと国費による教育の接点を模索するためであったと考えることも可能なのである。

以上のように理解するのであれば、この女王の勅書の成立の経緯に考察を加えることで、イギリス公教育の成立史に限らず、政治史や帝国史との議論に新たな視野を開くものとなりうるもの

なのではないだろうか。

そこで、本論文では、まず、第二節でケープ騎馬ライフル連隊の女性教師配置申請の背景に考察を加える。次に、第三節で陸軍大臣に就任するまでのマコーリーの教育観について整理する。そして、第四節では、そのマコーリーの関与によりケープ植民地での女性教師配置の問題から陸軍全体への女性配置の問題へと問題が変質し、ヴィクトリア女王の勅書が成立することとなった経緯を明らかにし、その意味に考察を加えることとする。

なお、本稿で主な史料として用いるものは、国立文書館所蔵の未刊行の陸軍省文書である。そのほかにマコーリーの『書簡集』(24)や『演説集』(25)も史料として使用している。

2. ケープ植民地の女性教師配置の要請

ケープ植民地には、白人の士官と先住民であるコイコイ人(26)の下士官以下の兵士から構成される騎馬ライフル連隊が1806年に設立されていた(27)。そして、他のイギリス陸軍の各連隊と同様に、1811年以来、若い兵士に対する教練を主たる任務とする二人の教官が置かれていたのであり、この教官の職務の中には兵士の子に対する教育もまた含まれていたのであった(28)。しかし、このケープ騎馬ライフル連隊には、29人の白人の士官に対して、744名のコイコイ人の兵士と783名の将兵の妻子がいたことが1838年1月25日付の文書(29)によって確認されている。白人の入植により自活を困難にさせられ苦しい生活を強いられていたコイコイ人にとって、兵士であることは安定した生活を可能にするための数少ない貴重な場であったのである(30)。そして、駐屯地内の将兵の妻子の数の多さは、本国とケープ植民地の間にいくつかの問題を生み出すことになったのである。

1830年代のイギリスでは第一次選挙法改正をはじめとする様々な改革が進められていた。その改革の中では、国庫からの支出を極力抑え、政府による民間への介入も可能な限り避け、小さな政府を実現することが政府の基本的な方針とされていた(31)。そのため、経費削減を実施し減税を実現するための措置は各省庁に対して求められていたのである。陸軍省もその例外ではなく、サンドハーストの陸軍士官学校の縮小(32)もその文脈のもとでなされていたのであった。そして、陸軍省のペトリ(William Petrie, b.1784, ODNB)は、大蔵終身事務次官補スペアマン(Alexander Young Spearman, 1793-1874, ODNB)に対して、年間1,300ポンドの経費削減に繋がるとしてケープ植民地の騎馬ライフル連隊の将兵の妻子に対する食糧配給の削減(33)を、財政改革のための施策の一つとして提案したのである。それは大蔵省と陸軍省の協議を経て1837年9月に実施が確定したのであった(34)。

しかし、ケープ植民地での行財政改革を重大な使命として与えられケープ植民地に着任したネーピアの眼にした実情は、経費削減を最優先させるものであったロンドンでの議論の前提を覆すものであった。ネーピアから諮問を受けた高級士官たちの見解は、現地人の兵士の妻子に対する食糧の配給の削減は、騎馬ライフル連隊のみならずケープ植民地の崩壊をもたらすものであるというものであった。妻子への食料配給削減によって、妻子の生命が危機にさらされたのであれば、「きわめて女房思いの被造物(the most uxorious of the creation)」(35)である兵士たちの忠誠を確保することはできず、逃亡や反抗を導くことになるのである。彼らが武器を取って立ち上がったな

らば、数において劣るイギリス人たちが勝てる保証はない(36)。そのため、ネーピアは、1838年2月9日付の文書で、陸軍省に対して「女性や子どもに対する配給をいささかなりとも削減しようものなら、連隊の存続そのものが危機にさらされることになる」(37)として食糧配給削減の停止を要請したのである。そして、陸軍大臣ホーウィック(Lord Howick, Henry George Grey, 1802-94 ODNB)は、7月5日付の文書で「些末な金額を惜しんで植民地を危機にさらすことはできない」(38)との判断を示し、食糧配給削減の中止を大蔵省に対して通告したのである。そして、大蔵省も追認したのであった(39)。

この食糧配給削減問題は、騎馬ライフル連隊の駐屯地で生活する現地人の兵士とその家族の反抗を防ぐために、兵士の子どもたちに教育を施すことの必要性をネーピアらに認識させた。そして、駐屯地内の子どもの多さから、ネーピアは女子に対する教育を男子から分離することとし、そのための女性教師の配置の許可を本国に求めたのである。新兵に対する教育を本来の任務とする二人の教官の負担を軽減し、現地人を従順にするためには、もう一人の、教師を追加し兵士の娘たちに対する教育を担当させることが必要であると、ネーピアは陸軍省に求めたのであった(40)。これに対して、陸軍省は、植民地省の意向を終身事務次官補ジェームズ・スティーヴン(James Stephen, 1789-1859, ODNB)に確認する。しかし、1839年5月5日付のスティーヴンの返答は、現地人全体に対して教育を施す必要はないのであり「ホットントットの少女に対する教育」など論外であるから、要求を認める必要はないとするものであった(41)。スティーヴンの回答は、イギリス人に対する扱いと現地人に対する扱いの差異を明確にしようとする当時の植民地政策(42)に即したものであった。そして、陸軍省は、5月23日付の文書でネーピアに対して、女性教師の追加ではなく、二人いる教官の一人を女性教師に交代させることで、事態を打開することは可能であるのかどうか打診したのである(43)。ネーピアは、陸軍省からの打診に対して、二番目の教官に代えて兵士の娘たちの教育を担当する女性教師を配置し、その俸給を年額20ポンドとすることが妥当であるとの具申を行うこととし、1839年9月12日付で報告書を発送したのであった(44)。

以上のように、ネーピアの女性教師配置要請は、あくまでも、ネーピアらイギリス人の高級士官の側から見た、現地人の兵士の家族の状況に対する判断に基づくものであった(45)。食糧配給削減が提起されたことによって動揺する兵士とその家族の人心を安定させるための施策なのであって「文明化の使命」とは無関係なものとして、ケープ植民地の側でもロンドンの側でも議論は進められていたのである(46)。したがって、陸軍省もネーピアも、女子の数の多さという一点だけを根拠に、二人の教官の内一人を女性教師に代えることに対して、それが教官の本来の任務である教練の質の低下をもたらすものなのではないかという疑義を差し挟むことさえしていないのである(47)。また、誰を女性教師として配置するのかという点についての議論もなされていないのであった。そして、ケープ植民地の騎馬ライフル連隊以外のイギリス陸軍の連隊に対しても女性教師を配置する必要があるのかどうかについても、まったく考慮の対象とはされていないのであった(48)。ネーピアにとっても陸軍省にとっても、女性教師の配置が承認されれば目的を達したことになるケープ植民地の問題に過ぎなかった。

しかし、ネーピアの報告が、11月25日に陸軍省に届いたとき(49)、陸軍大臣は、ホーウィックからマコーリーに交代していた。そして、マコーリーが関与したことにより、事態は別の様相を示すことになる。その経緯に考察を加えるために、次節では、マコーリーの陸軍大臣就任当時ま

での考察を加えるものとする。

3. マコーリーの陸軍大臣就任当時までの教育観

陸軍大臣のホーウィックは、食糧配給問題をケープ植民地の実情に即した形で解決することを導いた大臣であった。しかし、ホイッグの有力者の中ではもっとも急進的な政策の採用を求め、それが他の閣僚たちに入れられないときには、しばしば辞任を口にして我意をとおそうとするホーウィックは、閣内に軋轢をもたらす存在であった(50)。ホーウィックの内務大臣ラッセル(Lord John Russell, 1792-1878, ODNB)に宛てた6月の書簡(51)からもそのホーウィックの閣内での自己主張の強さは窺われるのであるが、ホーウィックが義兄のウッド(Charles Wood, 1800-85, ODNB)の海軍大臣への就任を強硬に主張し譲らなかったことは、首相のメルバーン(William Lamb, 2nd Viscount Melbourne, 1779-1848, ODNB)にホーウィック解任を決断させる(52)。そして、ホーウィックの後任となったのが、枢密院議長ランズダウンの信頼篤く内務大臣ラッセルの同志でもありインドでの近代化をめぐる諸政策の立案で示した手腕を評価(53)されていたマコーリーである。

そのマコーリーが陸軍大臣に就任当時までに表明していた教育観は、以下の通りである。マコーリーが教育に対する見方を最初に端的に示したものは、ホイッグ系の総合誌『エディンバラ・レビュー』1826年2月号に発表した論文「ロンドン大学」(54)である。そこでは、英国国教会の聖職者の養成を本来の目的とするオックスフォードやケンブリッジの信仰上の理由による学位授与の制限などの制約から離れ、ブルームらが進める専門的な技術教育を推進するための機関としてのロンドン大学の設立への支持を、マコーリーは説いているのである(55)。また、1831年から32年に掛けての第一次選挙法改正をめぐる議論では、人民(the people)(56)に対する教育が実現していない状況の下での選挙権の付与は、煽動者に乗じられることを導き人民の利益にはならないと説き、労働者への選挙権の付与に反対したのであった(57)。そして、1833年11月のリーズでの講演(58)では、マコーリーは七月革命直後のパリで乗り合わせた馬車の御者の「議員の20人なり30人なりを虐殺することで、安いパンが手にすることもできるし、もっと安い肉を手にすることもできると、[革命当時の教育を受けていなかった]父は信じこんでいました。でも、私は読むことも書くこともできますし、パリの総ての店を略奪することでは我々は改善できないのだということを私は良く理解しています」(59)という言葉を引き、フランスの七月革命が比較的平穏な形で推移したのは、フランス革命以来の国民教育の成果であると、力説していたのである。それは社会防衛の手段としての人民に対する教育の必要性を、マコーリーが認識していたことを示すものであった。さらに、これはマコーリーの陸軍大臣就任後の出来事ということになるのであるが、マコーリーの視点からは煽動者に乗じられた無知な者たちが起こした暴動である1839年11月のニューポート蜂起もまた社会防衛のための国家による人民に対する教育の必要性を強く認識させるものとなったのである(60)。しかし、そのための具体的な方策については、マコーリーは何も述べていないのである。

一方、マコーリーの女子教育に関する見方を窺わせるものは少ない。妹たちに宛てた書簡で庶民院を中心とする政治問題に関する議論を詳細に説明していること自体が、家庭を未婚の女性に対する最大の教育の場と捉えていたことを示しているように思えるのである(61)。しかし、それは

将来、家政を切り盛りするための訓練の場としての家庭での教育というものであった。1833 年 7 月の奴隷制廃絶問題の紛糾により、マコーリーがインド庁次官と庶民院議員からの辞職を決意したとき、マコーリーは家族の生活を支えるためには、マコーリーがペンによって生きるとともに、妹たちがガバナスになることが必要であると述べている (62)。それはミドル・クラスの女性が自立可能な職業として考え得るものはガバナスのみであり、またミドル・クラス以上の子どもの家庭での教育を担う者はガバナスであるとする当時の認識をマコーリーも共有していたことを示すものと言えよう (63)。そして、ガバナスあるいは教師として女性が自立するための教育機関をいかにすべきかという問題についても、ハナ・モアらの女子教育観を如何に継承するのか、あるいは如何に克服するのかという問題についても、マコーリーは明確に述べてはいないのである (64)。

そして、マコーリーは、1834 年から 1838 年に掛けてのインド最高委員会の立法委員としてのインド在任中 (65) にインドにおける公教育委員会 (the Committee of Public Instruction) の委員長を兼ねている。そこでの 1813 年の東インド会社への特許状で認められていたインドでの教育のための資金の運用に関する議論の中で、その資金をアラビア語やペルシア語教育に対して用いるべきなのか英語教育に対して用いるべきなのかをめぐって激しい意見対立が発生していた。その議論の過程でマコーリーがインド総督ベンティンク (William Cavendish Bentinck, 1774-1839, ODNB) に 1835 年に提出したものが有名な『インド教育覚書』 (66) である。その中でインドの人民に対する教育が実施されることが望ましいのであるが、限られた財源の下では、英語によるエリート育成の教育を実施すべきであると説いていたのである (67)。人民に対する教育については、その育成されたエリートたちに委ねるものとし、具体的な方策を提示しないままなのであった。

以上のように、陸軍大臣就任当時までのマコーリーの教育観は、社会防衛上の理由や文明化の使命の点から教育の必要性を説くものであったが、女子教育に対する見方も含めて、ミドル・クラスの一般的な教育観と考え得るものであった。そして、公教育に対して国家が担うべき役割やヴォランティアズムとの関係について、明確な見解を示すものでもなかったのである。しかし、女性教師配置問題では、具体的な問題に即した明確な主張を行うことになる。次節ではその経緯を明らかにすることとする。

4. 全連隊への女性教師配置までの経緯

1839 年 11 月 25 日の陸軍省の受領印を押されたネーピアの報告書は、11 月 30 日にマコーリーの目に触れている。そして、マコーリーは、ペトリに対して、「この文書が答えているという諸君の文書を見せてほしい」 (68) と指示し、ペトリがケープ植民地に送った文書を見せることを要求したのである。そして、ペトリは、12 月 3 日にマコーリーに対して、説明を行ったのである (69)。その折のやりとりを踏まえて陸軍省内の意見を集約して、ペトリは、以下の内容の報告書を作成し、マコーリーに提出した (70)。

まず、ケープ植民地の騎馬ライフル連隊は、駐屯地に居住する兵士の娘たちの数を考慮して、二人目の連隊の教師に代えて、「この兵士の娘たちに裁縫を教える目的 (the purpose of instructing this female children in Needlework) で」年給 20 ポンドの女性教師を配置することを求めている。しかし、連隊の教師を一人とし、兵士の教練と男子に対する教育の両方を担当させることは、その

兵士の教練という本来の職務に支障を来すものである。したがって、連隊の教師は二名のままとし、そのほかに女性教師を配置すべきである。

次に、兵士の娘たちに対する教育が必要とされていることは、全連隊に共通されている問題であるので、ケープ植民地の騎馬ライフル連隊と同様に年給 20 ポンドの女性教師を全連隊に配置することが妥当である。

なお、女性教師に「下士官の妻たち」(non-commissioned officers's wives)を宛てるのであれば、退職後の年金の支給は不要であり、年間の必要経費は 3000 ポンドに過ぎない。

このペトリの報告書は、ケープ植民地からの要求を起点とするものではあるのだが、11月25日に届いたネーピアからの報告とは大幅に異なる内容であるばかりか、当初の要求とも趣をことにしているのである。ネーピアは、あくまでもケープ植民地の問題を解決するために、ケープ植民地の騎馬ライフル連隊だけの要求として、女性教師の配置を求めていたのであった。それは女性教師が配置されるという形を整えようとするに終始し、年給 20 ポンドという点を除けば具体的な内容を含まないものであった。しかし、ここでペトリは、ネーピアの報告書に添えられていた連隊参謀長サマセットの文書にある「裁縫を教える」という言葉を付け加えることで、女性教師でなければならない必然性を明確にすると共に、ケープ植民地以外のイギリス陸軍の全連隊にその女性教師を配置することとし、さらに下士官の妻たちをその女性教師をあてることを想定しているのである。裁縫を教えるという共通の目的のために、国費で女性教師を全連隊に一律で配置することを提案するものとなっているのである。それは陸軍の全連隊に教練担当の下士官の教官を置くことを定めた 1811 年の法令の解釈上可能であるという判断からの提案であるのだが、枢密院教育委員会の設立をめぐる議論の紛糾から、半年を経ずしてなされた国費による公教育の実施の提案なのである。

そして、この報告書の提出を受けたマコーリーは、報告書への書き込みの形で、次のような指摘をおこなっている。「裁縫を女子に教えるために」女性教師の年給を「20 ポンドとするという提案の趣旨が私には理解できない。それでは教師の一人の妻が女子の世話をするというのに連隊で手はずを決めてしまえばいいということになるのではないか」(71)と指摘しているのである。裁縫を教えるために 20 ポンドでは、破格の高給ということになり、議会でこの女性教師の配置を含めた陸軍予算の承認を得られないとマコーリーは考えたのである。この 1839 年のマンチェスタの労役所内の学校に教師として雇用された教師としての経験を有する 50 歳の女性の場合、年給は、賄い付きで 15 ポンドであった(72)。それと比べると、高いのであり、別の理由付けが必要なのである。そして、マコーリーは「文明を広めるため」(to promote civilization) (73) という書き込みもおこなっている。それがマコーリーが全連隊に国費を投じて女性教師を配置することの理由付けであった。

そこで、マコーリーは、陸軍総司令官ヒル(Rowland Hill, 1772- 1842, ODNB.)の同意を得るためにネーピアとペトリのそれぞれの報告書を送った際に、ペトリの報告書に次のような追記を行っている(74)。

…広大な国境線に配置されたケープ連隊の実情を鑑みてこの任命というものの利点の効用がどれほど大きいものであるのかを考慮するなら、私がこの職務のための公金の支出に

同意することは、容易なことでありましょう。しかしながら、教官が置かれている本来の事情について熟慮いたしました結果、その効用を女王陛下の軍隊の全ての男女の子どもたちに及ぼすことと言うことになる計画の実行をなすべきであるのだと考えることに思い至ったのです。

…兵士の子どもたちが教育を受けることの難しさは、男子同様女子も、以前にも増して大きくなっています。…近年、全軍が余儀なくされている植民地勤務は、女の子たちが教育を受ける機会を奪う傾向があるのです。

以上の理由から、私はケープ植民地の提案を陸軍の全連隊に妥当なものとして採用することを、強く求めるのです。兵士たちの妻たちに対して、軍務の結果がもたらす不利益に対する懸念を和らげるという絶大な効果をもたらすものと私は確信しております。そして、私はここに述べました措置が彼らには与えられていない国民教育(a national education)の利点を補完するものと考えています。

マコーリーは、ケープ植民地の騎馬ライフル連隊ただ一つの問題とするのであれば、そこに女性教師を配置することの決定は、陸軍大臣の職権で何とでもできることと説く。しかし、それを単純に陸軍全体に広げることで善行をなしたいと主張しているわけではない。現実にイングランドからインドに移動する連隊が存在(75)し、あるいは植民地勤務での転勤を繰り返した末にカナダの連隊から脱走しアメリカへと逃亡する兵士たちも存在すること(76)を念頭に置いた上で、マコーリーは、陸軍全体のことを考えるならば、本国と植民地の間を移動する陸軍の兵士の女子のために、どの連隊にいても同じ教育を与えることができるようにすることは、必要であると説くのである。それによって、兵士の家族の不安を取り除くことが軍隊にとっては必要であるのだと説くのである。ここで、マコーリーは、ネーピアからの要請とは、全く異なる文脈へと問題を移し替えていることになる。ネーピアは、ケープ植民地のコイコイ人の兵士の娘たちの教育の問題を提起していたのである。しかし、マコーリーは、植民地の連隊の現地人の兵士の娘たちを視野の外に追いやり、本国のイギリス人の兵士の娘たちだけを連想させる説明へと移し替えているのである。彼女たちが本国であれば受けることができる national education が欠如していることを強調しているのである。本国で national education を担ってきたヴォランタリーな組織が存在しないことを根拠(77)に、国費による同質の教育の実施の必要性を説いているのである。

これに対してヒルは、1840年1月14日付の文書で「あなたの計画に賛同する」(78)として支持を表明している。一方、ペトリは、1月20日付の文書で、大蔵終身事務次官補スペアマンに対して、ケープ植民地からの要請は全連隊に普及させるに値することであり、女性教師に下士官の妻を宛てることにすれば裁縫などを教え女子が「生計を立てる助けとする」ことが可能であり、それは3500ポンドの歳出で可能になるのだと説き支持を求めたのである(79)。これに対して、スペアマンの退職により後任となったチャールズ・トレヴェリアン(Charles E. Trevelyan, 1807-86, ODNB)(80)は、1840年2月14日付の文書で「兵士の娘の教育のための学校」(81)の設置への支持をマコーリーに伝えたのである。そして、陸軍省は、女性教師配置のための経費も盛り込んで、陸軍予算案を作成した。それは、前年比10.2%増にあたる11,294人の人員増と0.6%増にあたる40,000ポンドの経費増を求めるものであり、このうち、女性教師配置のための経費は3,500ポ

ドである。一般予算案や海軍予算案とは別枠のこの陸軍予算案に対する庶民院の承認を得るために、マコーリーは、1840年3月9日の審議で答弁に立っている(82)。マコーリーは、「我々の連隊に随行している女の子の数は一万を下回るものではないのです。この子供たちは『国家の子供たち』というきわめて印象的な呼び名で呼ばれています。公務のために彼女たちは次から次へと移動します。マルタからジブラルタル、ジブラルタルから西インド諸島、西インド諸島からハリファックスと、公共の福祉の求めるままに。したがって、我々がごくわずかな費用を惜しみ教育を施すことを怠ったなら、弁解の余地はあり得ないということになるのです」と説き、兵士の娘たちへの教育の必要性を指摘している。また、「女の子の教育は、女性教師の監督下にあるべきなのだと思えます。おそらくはその女性教師は下士官の妻なのであり、その仕事は読み書き、裁縫、算術の基礎を子供たちに教えることになるのです。この立場の地位の善良な女性の道徳や信仰についての単純な教えで子供たちには十分であると思えるのです。」(83)と説き、女性教師の配置への承認を求めたのである。

マコーリーの庶民院に対するこの説明は、地中海から西インド諸島そしてカナダへと移動する連隊のイギリス人の将兵に随行する娘たちが一万人いるものと連想させるものとして構成されている。そこでは、現地人の兵士とその家族が多くを占め、原則として他の地域に移動することのない連隊が存在することには触れられていないのである(84)。そして、女子には男子とは異なる教育が必要であること、しかしそれは下士官の妻の人格をとおしてこそ実現しうるものであるとの意味を与えることで、女性教師の配置の必然性を強調しているのである。そして、既に存在していた専門的な教育を受け経験を積んでいる女性教師たちを連隊の女性教師として採用することは、ここでは考慮されていないのである。これが、マコーリーが1840年の庶民院が受け入れることができるものとした説明であった。

このマコーリーの答弁の後、陸軍予算案は承認された。そして、陸軍予算の成立を受けて、女性教師配置のために各連隊の兵士の妻子の数の調査が行われた。調査の結果、連隊の駐屯地内に居住している家族の数は、女性が13,329名、男子が9,133名、女子が9,317名いることが確認されたのである(85)。そして、ヴィクトリア女王の以下の内容の勅書が10月28日付で出されたのであった(86)。

世界各地に展開する我が軍には、多くの兵士の娘たちが随行しているが、軍の任務が頻繁な移動を余儀なくさせるものであることから、その娘たちは格段の不利な立場に置かれている。そのことに女王陛下は、御心を痛めておいでであらせられる。その娘たちを社会の有用で敬愛される一員(*useful and respectable Members of Society*)とするための適切な手段が与えられていないことを補完するために、女性教師の配置が行われなければならない。全ての地域の連隊、全ての連隊の大隊、全ての軍の駐屯地に、我らの兵士の娘たちに読み書き算術の基礎を、裁縫などの家事と共に習得させ、おしとやかさや誠実さや信心深さの嗜み(*in habits of diligence, honesty, and piety*)を教授することができる女性教師がおかれることを、我々は切望する。・・・

さらに、この女性教師の配置を実施するために、陸軍省は以下の内容の覚書を11月に作成して

いる (87)。

・・・女王陛下の勅許を賜り資金も提供されたことにより、連隊の教師たちの本務に抵触することなく、この任命によって、兵士の娘たちが女性にとって特に有益な分野での教育を受け、将来の生活を豊かにすることに繋がり、社会の良き一員になることを可能とするという利益が引き出されるのである。

教師の任命に当たっては、各人の道徳心、習慣、知識に細心の注意を払うことが必要である。しかし、下士官や兵士の妻の中に適切な資質に恵まれた者が見つかると思われる。

この目的のために学校の教室を増やす必要はなく、男女の子供たちが別々に授業を受けられるように時間割を組むことも困難ではあるまい。・・・

以上の女王の勅書と陸軍省の覚書に記されている教育の目的と内容は、「読み書き算術の基礎」を基本とする当時の基礎教育の内容や目的と共通するものである (88)。ヴォランティアズムによって担われてきた教育と同じものが実施されようとしたのである。しかし、信仰による教育が前面に出ていないこと (89)、枢密院教育委員会の設立の際に激しい抵抗を受けて実現しなかった全国一律の国費による教育の実施 (90) が命じられたこと、この二つの点で、陸軍の連隊の駐屯地という例外的な場ではあれ、公教育の実施の一つのあり方であるといえるのではないだろうか。無償で同質の教育を受ける機会を提供しているという点では、枢密院教育委員会という場での試みから一歩踏み出したものでもあるのである。

ところで、この女性教師配置問題を、今一度、発端のケープ植民地に戻してみると、奇妙な点に気付く。ネーピアもペトリもマコーリーも一切、言及していないのであるが、現地人の兵士の娘たちが受ける「読み書き」とは一体いかなる言語であるのだろうか。そして、その教育が可能な下士官の妻たちとは何者であるのだろうか。イギリスの側から見るのであれば、それが英語であることは自明であるかのごとく思える。しかし、ヴォランティアズムの時代のこの時期には、本国にも植民地にも統一的な英語での教育の仕組みも英語を現地人に教える教員養成の仕組み (91) も存在しないはずであった。国家がそれを実施することは、ヴォランティアズムの側からは、断固として拒否されたのである。それでは、どういうことになるのか。ケープ植民地の場合、伝道団による教育がコイコイ人に対しては、かなり浸透していたのである。1839 年から 1841 年にかけて南アフリカの伝道団の拠点視察の旅を行ったバックハウスは、伝道の成果でコイコイ人たちが英語を理解することが可能になり、コイコイ人の女性教師が英語でコイコイ人の少女たちに教育している事例を報告している (92)。その女性教師や少女たちがコイコイ人の下士官の妻となり、連隊の女性教師となったのであるとするならば、英語での「読み書き」や「女性としての嗜み」についての教育は、可能であったことは容易に想像しうることである。そして、伝道団の拠点と連隊の駐屯地を数少ない居場所としていたコイコイ人たちのいずれもが同等の教育を受ける機会 (93) を手にしていたのだとしたら、ヴォランティアズムによる教育と国費による教育の間に決定的な対立以外のあり方が可能であることが示されたことになるのではないだろうか。一見、便宜的なものとしか見えない規定が両者をつなぐ可能性を含んでいるように思えるのである。そこに State Education と National Education を隔てる境界線を取り払いイギリス公教育を前進させる可能性を

マコーリーをはじめとするホイッグが見いだしたのだとすれば、公教育の成立をめぐる議論に新たな視野が開けるはずである。そのためには、ケイ・シャトルワース、ブルーム、マコーリーらの主張とその外のホイッグの政治家たちの公教育に対する見方についての議論が必要であるが、別の機会に譲ることとする。

5. おわりに

前節までの考察によって、イギリス人の士官の数を遙かに上回るコイコイ人の兵士とその家族を抱えるケープ植民地の騎馬ライフル連隊の事情から提起された連隊の兵士の娘たちのための女性教師配置に関する要請が、陸軍大臣マコーリーの介入を経て、1840年のヴィクトリア女王による全連隊への女性教師配置を命ずる勅書という形で決着を見た経緯を、明らかにすることができた。ケープ植民地単独の問題として提起され、その延長線上にあるものとして捉えられたものが、陸軍全体の問題として構成されたことに、マコーリーが関与していることも、明らかにすることができたと信ずる。

ところで、この女性教師の配置命令勅書が成立した時期は、教育政策に対するヴォランタリズムと国家のそれぞれの関わり方に変化が起こっていた時期でもある。政府からの補助金の交付を拒絶し続けたヴォランタリーな組織が存在していた一方で、西インド諸島のヴォランタリーな組織であるミコ・チャリティ (the Mico Charity) が黒人教育の学校運営のための補助金の交付を政府に要求している事例⁽⁹⁴⁾に見られるように、要求のヴォランタリズムと呼ばれるあり方も存在していた時期である。バルバドス島の住民からの1841年2月11日付の「ブリテンの政府の正義と公正さ」に懸けて、アフリカ出身の「有色の人民」(People of Color)の教育のための学校を国家の負担で設立することを求めた請願書⁽⁹⁵⁾にみられるように、国費による公教育の実施の要求もなされた時期である。そして、新しい統治技術の実験場⁽⁹⁶⁾と見なされていた植民地インドでは、現地人に対する英語による高等教育が開始されていた時期である。枢密院教育委員会の設立と前後して、公教育の実現に向けて、ヴォランタリズムと国家のそれぞれの側からの模索がなされていたのである。女性教師配置が、公共政策およびそれに伴う必要経費の文脈である以上に、国防政策およびそれに必要な経費の一環と位置づけられる政策であることは論を待たない。一般会計からは独立した陸軍予算をめぐる議論であること自体がそれを示している。しかし、本国と帝国、公共政策と国防政策、ヴォランタリズムと国家関与、さらにはホイッグとトーリーといった二項対立に収斂されるものとは異なる論理がこの改革の時代の政治には作用していたのである⁽⁹⁷⁾。この事例は、その論理に基づき、公共政策とは別の文脈であることを利用して国費による公教育の実現のために行われた実験であったと、筆者には思える。

注

(1) Education Commission, *Report of the Commissioners appointed to inquire in to the State of Popular Education in England*, vol.1, presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty, London: printed by George E.Eyre and William Spottiswoode, printers to the Queen's most excellent Majesty. for Her Majesty's Stationery Office, 1861, *Irish University Press Series of British Parliamentary*

Papers, Education General, Vol.3, Irish University Press, Shannon, Ireland, 1969. xv+707pp. 以下、*Report.*と略記する。

(2) *ibid.*, pp. 415-53.

(3) *ibid.*, p.416.

(4) L.Colley, *Captives, Britain, Empire and the World 1600-1850*, London, 2003.

(5) 松塚俊三氏の『歴史のなかの教師たち』(山川出版社、2001年)、43頁。

(6) *Report.*, p.427. なお、『ニューカスル報告書』収録の1858年の統計では、イングランドとのウェールズの1,675,158名の平日学校の生徒のなかで、陸軍の学校の女子生徒の数は1,419名であった。*ibid.*, .pp.592-93.

(7) 大田直子『イギリス教育行政制度成立史』(東京大学出版会、1992年)参照。

(8) 三好信浩『イギリス公教育の歴史的構造』(亜紀書房、1968年)参照。

(9) 松塚氏前掲書、参照。

(10) 河村貞枝・今井けい編『イギリス近現代女性史研究入門』(青木書店、2006年)、駒込武・橋本伸也編『帝国と学校』(昭和堂、2007年)などを参照。

(11) 村岡健次『近代イギリスの社会と文化』(ミネルヴァ書房、2002年)参照。

(12) National Archives, Kew のホームページ上の *Digital Catalogue* による検索の結果に基づき、*Digital Express* を通じて複製の提供を受けた文書を以下の記述では史料として利用する。なお、陸軍省文書は WO、内務省文書は PRO、植民地省文書は CO の略号であらわし、複製に記載された文書番号で表記することにする。

(13) WO/43/752/162-186.

(14) WO/43/752/162-65.

(15) WO/43/752/165-86.

(16) マコーリーについては、以下の文献を参照。J.Clive, *Macaulay. the Shaping of Historian*, New York, 1973. J.Milgate, *Macaulay*, London, 1973. J.Hamburger, *Macaulay and Whig Tradition*, Chicago, 1976. O.D.Edwards, *Macaulay*, London, 1988. W.Thomas, *The Quarrel of Macaulay and Croker*, Oxford, 2000. 拙稿「マコーリーの初期作品」(『駒沢史学』47号、1994年)。「マコーリーのユダヤ教徒論」(『駒澤大学大学院史学論集』36号、2006年)。「マコーリーのアイルランド史像の形成と展開」(『駒沢史学』70号、2008年)。

(17) 松井一麿「枢密院教育委員会に関するイギリス議会の審議過程」(『東北大学大学院教育学科研究年法報』24号、1976年)

(18) マコーリーが政界に復帰した時点で、枢密院教育委員会の設立は確定しており、マコーリーの関与を示す史料はない。

(19) 当時の政治家・官僚の複雑に絡まり合った人間関係の中で、不自然なほどに接点は乏しい。考え得ることは、ブルームとマコーリーの感情的な対立の影響であろうか。

(20) 平田雅博「帝国のような地域」(伊藤定良・平田雅博編『近代ヨーロッパを読み解く』ミネルヴァ書房、2008年)

(21) A.Burns & J.Innes, (eds.), *Rethinking the Age of Reform, Britain 1780-1850*, Cambridge, 2003. を参照。

- (22) チャドウィックの失脚の経緯を想起されたい。
- (23) 拙稿「マコーリーのユダヤ教徒論」参照。
- (24) *The Letters of Thomas Babington Macaulay*, edited by T.Pinney, 6vols., Cambridge, 1974-81. 以下、*Letters* と略記。
- (25) *Speeches by Lord Macaulay with his Minute on Indian Education*, edired by G.M.Young, Oxford, 1935, reprinted, New York, 1979. 以下、*Speeches.* と略記。
- (26) 史料上は、ヨーロッパ人の側からの呼称である「ホッテントット」との表記がなされているが、史料からの引用部分を除き、コイコイ人と表記することとする。
- (27) レナード・トンプソン著、宮本正興、吉國恒雄、峯陽一訳『新版 南アフリカの歴史』明石書店、1998年、133頁。
- (28) WO/43/752/167-68.
- (29) WO/43/699/159.
- (30) トンプソンの前掲書、132～35頁。
- (31) I.Newbold, *Whiggery and Reform 1830-41, The Politics of Government*, London, 1990.
- (32) 村岡氏、前掲書参照。
- (33) WO/43/699/153.
- (34) WO/43/699/153 の記述では1837年9月にケープ植民地への訓令が發送されている。
- (35) WO/43/699/160.
- (36) L.Colley, *Captives.* pp.308-34.
- (37) WO/43/699/155.
- (38) WO/43/699/158.
- (39) 大蔵省側の認識では、あくまでも「延期」であった。WO/43/699/163-65
- (40) WO/43/752/162. ネーピアからの具申書自体は残されていない。
- (41) WO/43/752/162-64.
- (42) D.キャナダイン、平田雅博・細川道久訳『虚飾の帝国』（日本経済評論社、2006年）。
- (43) WO/43/752/165.の記述より。
- (44) WO/43/752/165.
- (45) 伝道団からの要求は存在していた。N. Etherington, (ed.), *Missions and Empire*, Oxford, 2005.
- (46) 以下の文献を参照。C.Hall, *Civilising Subjects*, Cambridge, 2002. C.Hall & S.Ross (eds.), *At Home with Empire*, Cambridge, 2005.
- (47) 教官一人で兵士に対する教練に支障をきたさないかどうかについての言及はない。
- (48) 陸軍省文書を検索した限りでは確認できなかった。
- (49) WO/43/752/165.への陸軍省の受領印による。
- (50) Mandler, P., *Aristocratic Government in the Age of Reform. Whigs and Liberals 1830 - 1852*, Oxford, 1990.
- (51) PRO/30/22/3C/335-336. 1839年6月2日付ラッセル宛ホーウィック書簡。
- (52) Lord Holland, *The Holland House Diaries 1831-1840*, London, 1977. pp.409-10.
- (53) *ibid.*, pp.410-11.

- (54) T.B.Macaulay, 'The London University,' *Edinburgh Review*, 43, February 1826, pp.315-41. in *Selected Writings*, ed. by J. Clive & T. Pinney, Chicago, 1972, pp.3-31.
- (55) *Selected Writings*, ed. by J. Clive & T. Pinney, Chicago, 1972, pp.3-31.
- (56) マコーリーは、リーズでの 1832 年の選挙演説で、'I come from people.' と自らの出自を定義したことがある。*The Times*, 5th September, 1832.
- (57) T.B.Macaulay, 'Parliamentary Reform,' *Speeches*, pp.76-78.
- (58) F.Arnold, *The Public Life of Lord Macaulay*, London, 1862, pp.165-69.
- (59) *ibid.*, pp.167-68.
- (60) ニューポート蜂起については、古河英男『チャーティスト運動』（教育社新書、1986 年）参照。マコーリーの見解については、*Speeches*, p.319.
- (61) 現存することが確認されているマコーリーの書簡は約 2500 通である。このうち親族に宛てた書簡は 782 通であるが、第 2 人に対して書かれた 16 通の書簡は、実務的な事柄中心、妹 4 人に対して書かれた 529 通の書簡は、政治問題などについて詳述する傾向がある。家族の女性にあてた書簡の持つ意味については、E.M.フォスター著、川本静子・岡村直美訳『ある家族の伝記』（みすず書房、1998 年）を参照。
- (62) *Letters*, vol.2, pp.353-54. 1833 年 12 月 5 日付ランズダウン宛書簡。
- (63) 川本静子『ガヴァネス』（みすず書房、2008 年）と堀内真由美『大英帝国の女教師』（白澤社、2008 年）参照。
- (64) ハナ・モアの女子教育観については、水田珠江『女性解放思想史』（ちくま学芸文庫、1994 年）参照。
- (65) Clive, *Macaulay*, pp.289-478.参照。
- (66) T.B.Macaulay, 'Minute on Indian Education,' in *Speeches*, pp.345-61. この論争は、1843 年まで継続していたのだとする説が、近年では有力なものとなっている。L.Zastoupil & M.Moir, (eds.), *The Great Indian Education Debate*, Richmond, Surrey, 1999.
- (67) *Speeches*, p.359.
- (68) WO/43/752/165.へのマコーリーの書き込み。
- (69) WO/43/752/165.に、「P[ペトリ]、閣下の下へ持参。12 月 3 日」との書き込みがある。
- (70) WO/43/752/167- 68. WO/43/752/184-85. 別の文書が間に入るが連続した文書である。
- (71) WO/43/752/168.
- (72) MH/12/9525/221. 1839 年 3 月 26 日付文書。
- (73) WO/43/752/167.
- (74) WO/43/752/167- 68.
- (75) 後述の陸軍予算についての演説で強調されている。
- (76) *Letters*, vol.3, pp.331-35. 1840 年 8 月 25 日付ヒル宛書簡で説明されている。
- (77) 様々な宗派の伝道団による学校が存在したのでマコーリーの説明は不正確。
- (78) WO/43/752/171. 1840 年 1 月 14 日付マコーリー宛書簡。
- (79) WO/43/752/186. 1840 年 1 月 20 日付スペアマン宛書簡。
- (80) 官僚としてのトレヴェリアンの評価は、R.Haines, *Charles Trevelyan and the Great Irish*

Famine, Dublin, 2004. 参照。

- (81) WO/43/752/172-73. 1840年2月13日付陸軍大臣宛トレヴェリアン書簡。
- (82) *Hansard*, 3rd Ser., 52, col. 1087-96.
- (83) *ibid.*, 3rd Ser., 52, col. 1090.
- (84) マコーリーは、この陸軍予算演説では、イギリス人ではない兵士については、言及していない。*ibid.*, 3rd Ser., 52, col. 1087-96.
- (85) WO/43/752/179-181.
- (86) WO/43/752/177-78. WO 43/752/174-75. は下書き。
- (87) WO/43/752/182-83, War Office, Circular No. 824.
- (88) 3Rs と呼ばれる一般的な教育の内容との差異はみられない。松塚氏前掲書、参照。
- (89) 国教会と非国教会の双方からの批判により紛糾することを避けるため。
- (90) 松井氏前掲論文、参照。
- (91) 松塚氏前掲書、参照。
- (92) J. Backhouse, *A Narrative of a Visit to the Mauritius and South America*, York, 1843.
- (93) 防衛上の必要から伝道団の拠点が駐屯地の近くに設けられていた事例もある。
- (94) CO/318/130-1, 139, 145, 151-2, 156, 161-4. 参照。
- (95) CO/28/139/26/141-153.
- (96) Hall & Ross, (eds.), *At Home with Empire*, pp. 10-1.
- (97) A. Burns & J. Innes の編著、参照。